

宮城県事業復興型雇用創出助成金 (中小企業型) ご利用の手引

<令和6年度版>

本手引は、宮城県事業復興型雇用創出助成金(中小企業型)に係る
制度概要や申請等の手続について記載しています。

申請等の手続を行う場合は、本手引だけでなく、支給要綱で
助成対象事業所や助成対象労働者等の要件をご確認いただくようお願い
します。

◆問い合わせ先◆

宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用創出支援班
仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台北町ビル2階
TEL: 022-797-4661
受付時間: 午前8時30分から午後5時15分まで

※ 最新の情報は、ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/jyosei-chuusyuu-top.html>

◆目次

1	本助成金（中小企業型）の制度概要	
1-1	趣旨	2
1-2	助成対象	2
1-3	助成金額	8
1-4	助成対象期間	9
1-5	注意事項	10
1-6	本助成金（中小企業型）事務手続の流れ	11
	申請までのフローチャート①	12
	申請までのフローチャート②	13
2	認定申請（新規申請）	
2-1	認定申請（新規申請）の提出書類	14
2-2	令和6年度第1期の申請受付について	14
3	認定変更申請（労働者に関する申請）	
3-1	認定変更申請について	15
3-2	認定変更申請の提出書類	17
3-3	認定変更申請に係る注意事項	17
4	認定変更申請（事業主・事業所等に関する申請）・異動事項等届出	
4-1	概要	18
4-2	認定変更申請	18
4-3	異動事項等届出	18
4-4	注意事項	19
5	支給申請兼実績報告	
5-1	支給申請兼実績報告の概要	20
5-2	支給申請兼実績報告の提出書類	20
5-3	支給申請兼実績報告に係る注意事項	20
6	廃止申請	
6-1	廃止申請の概要	21
6-2	廃止申請の提出書類	21
6-3	廃止申請に係る注意事項	21

なお、本手引で使用する次の語句は、次の事項を指します。

本助成金（中小企業型） … 宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）
支給要綱 … 宮城県事業復興型雇用創出助成金支給要綱（中小企業型）
本手引 … 宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）ご利用の手引
Q A … 宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）に関するQ A
支給申請 … 支給申請兼実績報告
事業年 … 10月1日から翌年9月30日までの期間

1 本助成金（中小企業型）の制度概要

◆ 1-1 趣旨

東日本大震災で被災した県内の沿岸部において安定的な雇用を創出することや地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的とし、産業政策と一体となって雇用面からの支援を行うことにより、震災により離職を余儀なくされた方の生活の安定を図り、県内の沿岸部の復興を支えるため、これらの方の雇入れに係る3年間の費用（職業訓練・雇用管理等を含む。）の一部について、民間事業主等に対し、予算の範囲内において本助成金を支給します。

◆ 1-2 助成対象

1-2-1 支給対象事業主

本助成金（中小企業型）に申請できるのは、次の①から⑥までの全ての要件を満たす事業主の方となります。

- ① 県内の沿岸部（注1）に対象産業政策（注2）の支援を受けた事業所を有する事業主であること。

（注1）県内の沿岸部とは、

気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市（宮城野区、若林区及び太白区に限る。）、名取市、岩沼市、亶理町及び山元町の15市町をいいます。

（注2）対象産業政策とは、

下記イ又はロに該当する事業をいいます。詳しくはホームページに掲載しております「対象産業政策リスト【中小企業型】（リスト1・2）」をご覧ください。

なお、対象産業政策リストは、随時内容が更新されます。最新の情報は、ホームページでご確認いただけます。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/jyosei-chuusyoutop.html>

イ 「対象産業政策リスト1」

平成23年3月11日以降に採択された震災からの復興に関する国又は地方公共団体の補助金・融資（新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象とするものに限る。）又は雇用のミスマッチが生じている分野に対する産業政策による支援の対象となっている事業であって、知事が認めるもの

ロ 「対象産業政策リスト2」

イ以外の事業で、本助成金を支給することが「産業政策と一体となった雇用支援」と認められる事業であって、知事が認めるもの

- ② 平成23年3月11日（原則）から令和7年3月31日までの間に、対象産業政策の支援対象となることが決定している（事業の開始に向けた建物の建設工事に着手している場合を含む。）①の事業所を有する事業主であること。
- ③ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業所及びこれに準ずる事業所の事業主であること。
- ④ 雇用保険の適用事業の事業主であること。
※ 雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者（以下「雇用保険被保険者」という。）としての資格取得義務がない労働者のみを雇用している場合は、例外的に雇用保険の適用事業の事業主であることを要しません。
- ⑤ 労働者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類（出勤簿、タイムカード、賃金台帳等）を適切に整備し、保管している事業主であること。
- ⑥ 支給要綱第3第2項に規定する不支給要件に該当しない事業主であること。
（不正受給したことがある、暴力団関係者である、県税が未納であるなどの不支給要件がございます。詳しくは支給要綱でご確認ください。）

1-2-2 助成対象事業所

対象産業政策に該当する事業を実施し、かつ、県内の沿岸部に所在する事業所が助成対象となります。ただし、複数回申請対象事業所を除いて、次の①又は②のいずれかに該当する事業所は、本助成金（中小企業型）に認定申請することができません。

① 宮城県事業復興型雇用創出助成金（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型又は中小企業型（注3））の支給決定を受けた事業所（注4）

（注3）中小企業型の場合は、複数回申請対象事業所を除いて、既に助成対象期間が終了した事業所は、認定申請できません。

※複数回申請対象事業所とは、既に本助成金の支給決定を受けた助成対象事業所で当該助成対象期間が終了している場合において、過去に本助成金を申請するに当たり認定を受けた産業政策と同一の産業政策の支援を複数回受けている事業所であり、本助成金の複数回申請が認められる可能性がある事業所をいいます。

（注4）支給決定を受けた事業所が移転した場合についても、認定申請できません。

② 市町村版事業復興型雇用創出助成金（旧型、新型又は中小企業型）の支給決定を受けた事業所

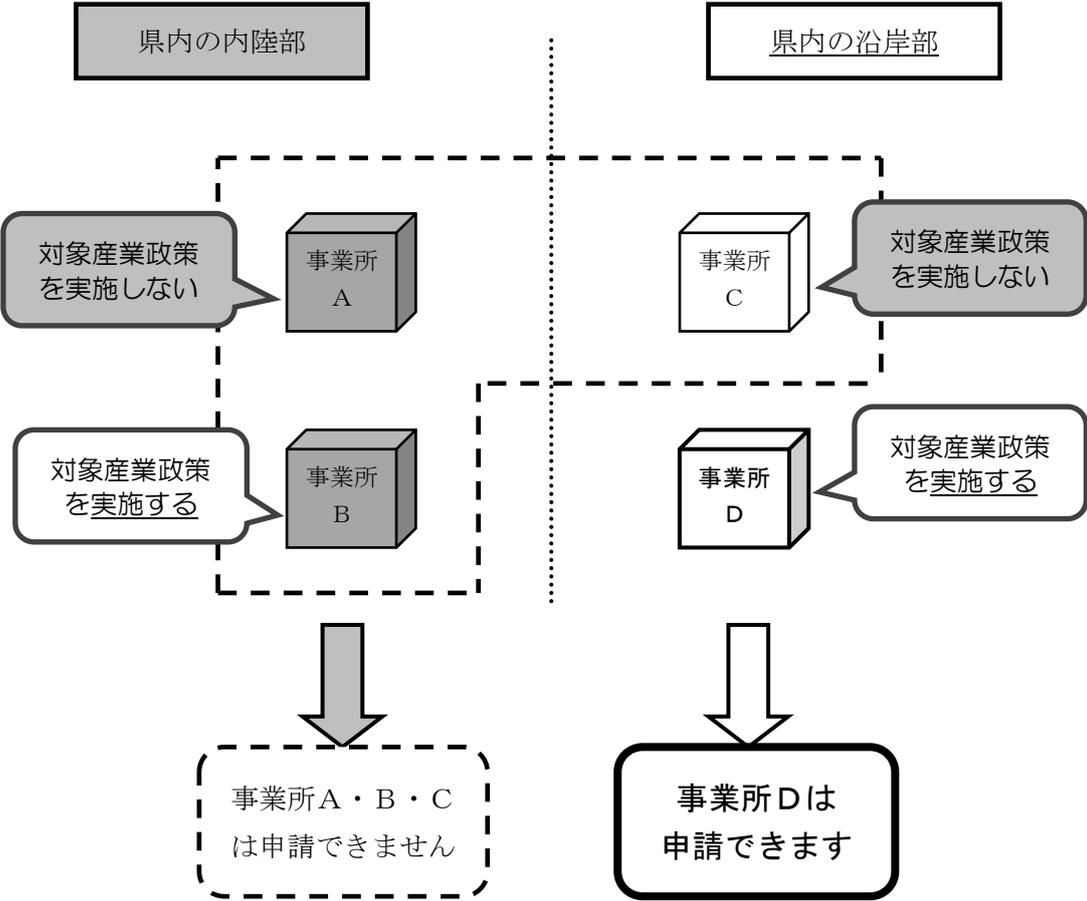
「対象産業政策を実施する事業所」の考え方

本助成金は、1-2-1①の対象産業政策を実施する県内の沿岸部の事業所で雇い入れた労働者に限り、助成対象労働者として認定申請することができます。

下図のように対象産業政策を実施する事業所と、対象産業政策を実施しない事業所、県内の沿岸部の事業所と、内陸部の事業所がある場合、対象産業政策を実施しない事業所の労働者と、内陸部の事業所の労働者は、助成対象労働者となりませんのでご注意ください。

【参考】「対象産業政策を実施する県内の沿岸部の事業所」のイメージ

※県内に4事業所を有する事業主の場合



1-2-3 助成対象労働者

本助成金（中小企業型）に申請できるのは、次の「（1）基本要件」の①から⑥の全ての要件を満たす新規雇用者又は再雇用者（再雇用者にあつてはさらに「（2）再雇用者の要件」を満たすことも必要です。）で、かつ、「（3）助成対象外となる労働者」に該当しない方です。

（1）基本要件

- ① 対象産業政策の支援決定を受けた後に、対象産業政策の支援決定を受けた事業所に雇い入れられた被災三県求職者（注5）であること。

（注5） 被災三県求職者とは、

- ① 平成23年3月11日時点で震災による被害を受けた災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用地域（岩手県、宮城県及び福島県内の地域に限る。）に所在する事業所に雇用されていた方又は当該地域に居住していた方で、
- ② 失業状態にある方
 - 例・採用選考時に失業状態にある方（新規学卒者を含む）
 - ・前職を事業主都合による解雇等で離職した方
 - ・有期の雇用期間満了等に備え、在職しながら求職活動を行っていた方（ただし労働者都合による離職を除く）

- ② 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間（以下「雇入期間」という。）に雇い入れた労働者であること。

※ 申請受付期間ごとに、雇入期間が決まっていますのでご注意ください。

※ 複数回申請対象事業所の雇入期間は令和6年4月1日から令和6年12月31日までの間。

- ③ 雇用契約が、今回申請する雇入時点から「期間の定めのない雇用」又は「更新が可能な1年以上の有期雇用」の労働者であること。

- ④ 雇用保険被保険者の資格取得義務がある方については、資格取得義務が生じた時点から被保険者資格を取得している労働者であること。

※ 週当たり所定労働時間が20時間以上であれば、資格取得義務がない労働者についても、例外的に助成対象となり得ます。資格取得義務の有無については、ハローワークにてご確認ください。

- ⑤ 認定（変更）申請の申請日時点で助成対象事業所に所属している労働者であること。

- ⑥ 厚生年金被保険者及び健康保険被保険者としての要件を満たす場合、これらの被保険者資格を取得している労働者であること。

※ 本助成金（中小企業型）の認定を受けた後、新たに助成対象労働者を雇い入れた場合は追加で申請（認定変更申請）をしていただくことが可能です。認定変更申請の追加要件は本手引き16ページ（3-1-2）をご覧ください。

(2) 再雇用者の要件

- ① 再雇用者とは、事業所で雇い入れた被災三県求職者のうち、当該雇入日の前日から過去3年間において同一の事業所で雇用した事実又は就労（関連企業等からの出向に伴う就労、派遣労働者若しくは請負労働者としての就労又は事前研修のための就労を含む。）させた事実のある労働者をいいます。

なお、新規雇用者とは、再雇用者以外の労働者をいいます。（一度離職した労働者を同一事業所で雇い入れた場合でも、離職から3年以上経過した後に雇い入れた場合は、新規雇用者として扱います。）

- ② 再雇用者については、新規雇用者1人につき4人を限度として、雇入日の早い労働者から順に助成対象となります。

例) 新規雇用者2人と再雇用者10人を雇い入れた場合は、再雇用者は雇入日の早い順に8人（ $2 \times 4 = 8$ ）までが助成対象となり、残り2人は超過再雇用者（注6）となり、助成対象となりません。

※ 申請する再雇用者が超過再雇用者となる場合であっても、雇入期間を満たすことが前提となりますので、今年度の申請受付期間内に申請してください（次年度以降、本事業が継続した場合であっても、令和6年度の雇入期間に雇い入れた再雇用者を申請することはできません。）。

(注6) 超過再雇用者とは、

再雇用者の人数が、新規雇用者の人数の4倍を超えている場合に、助成対象とならない再雇用者のことをいいます。

新規雇用者又は再雇用者のどちらに該当するかは次ページのフローチャートでご確認ください。

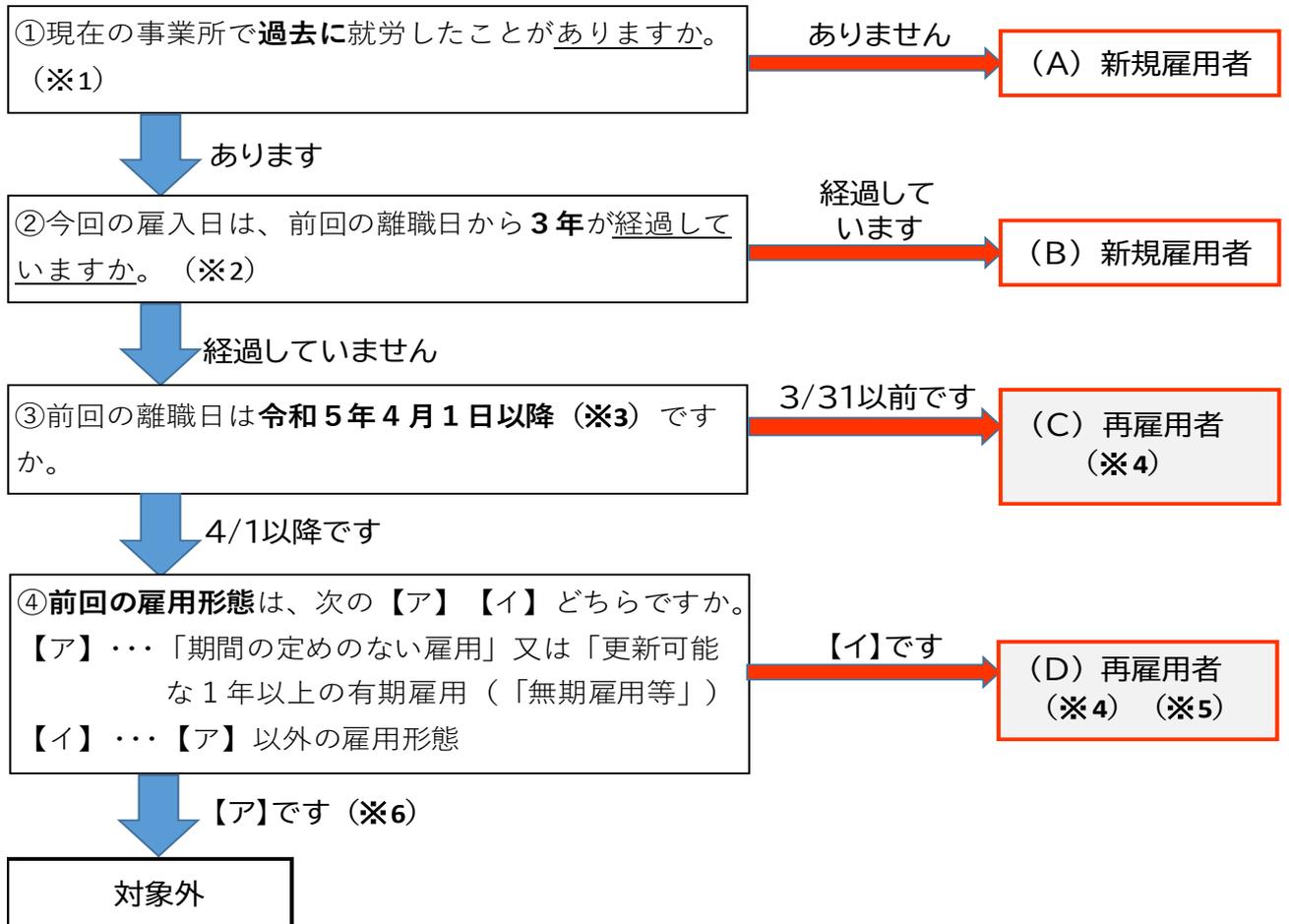
(3) 助成対象外となる労働者（支給要綱第5第2項関係）

助成対象外となる労働者は主に次のとおりです。

- ① 再雇用者にあつては、令和5年4月1日以降（※）に助成対象事業所を離職した、雇用形態が期間の定めのない雇用又は更新可能な1年以上の有期雇用であった者で、再び同一の事業所で雇い入れられた労働者
- ② 令和5年4月1日以降（※）に、助成対象事業所において、事業主都合による解雇等を理由に離職した雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。）がいる場合は、その人数に相当する労働者
- ③ 本助成金（中小企業型）と併給できない各種助成金の対象となっている労働者
- ④ 派遣労働者

※ 時点につきましては、令和6年度に初めて新規申請される場合を例に記載しております。今期に認定変更申請される場合は、初めて認定申請された日の属する年度の前年度の4月1日以降となりますのでご注意ください。詳しくは支給要綱及びQ Aをご覧ください。

宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）
新規雇用者・再雇用者を確認するフローチャート



※1 「就労」の具体例

短期アルバイト（パート等名称は問わない。）、関連企業等からの出向に伴う就労、派遣労働若しくは請負労働者としての就労、事前研修のための就労等。

※2 1年未満の有期雇用や更新のない有期雇用の期間満了後改めて無期雇用等で雇い入れた場合や試用のための短期・有期雇用から無期雇用等として本採用した場合等期間満了日と雇入日との間に空白期間がないときも、ここでいう離職にあたり、期間満了日（本採用に移行する前日）を離職日とみなします。

※3 時点について、認定変更申請の場合は、初めて認定申請された日の属する年度の前年度の4/1以降です。

※4 前回の離職日を確認するため、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し又は離職票の写しを提出してください。

（D）再雇用者に該当する場合は、これらの書類に加えて、前回の就労時における雇用形態が確認できる書類（雇用契約書・賃金台帳等）を提出してください（書類を提出していただけない場合は認定できませんので御承知おきください。）。

※5 （D）再雇用者については、労働条件の向上等、より安定的な雇用に繋がった場合に再雇用者として認定するものです。

※6 派遣労働者の場合で派遣元企業等と有期雇用契約を締結しており、当該雇用契約が期間満了により終了することが明らかである労働者については、（D）再雇用者となります。

◆ 1-3 助成金額

1-3-1 支給限度額

本助成金（中小企業型）は、助成対象労働者の区分に応じて、次の表に掲げる額を助成対象労働者1人当たりの限度額（以下「支給限度額」という。）としています。

ただし、認定通知書に記載される金額（以下「申請限度額」という。）は、支給申請することができる上限額であり、認定した助成対象労働者が認定された雇用形態のとおり3年間就労を継続した場合に支払う金額を記載したものであるため、助成対象労働者が3年未満で離職した場合等は、申請限度額よりも減額して助成金が支払われることがあります。なお、本助成金（中小企業型）は、1事業所につき2千万円が上限です。

助成対象労働者の区分		支給限度額			
		総額 (3年間)	第1期	第2期	第3期
対象産業政策リスト1に掲載された政策の支援を受けている場合	フルタイム労働者・新規雇用者	120万円	50万円	40万円	30万円
	フルタイム労働者・再雇用者				
	短時間労働者・新規雇用者	60万円	25万円	20万円	15万円
	短時間労働者・再雇用者				
対象産業政策リスト2に掲載された政策の支援を受けている場合	フルタイム労働者・新規雇用者	120万円	50万円	40万円	30万円
	フルタイム労働者・再雇用者	96万円	40万円	32万円	24万円
	短時間労働者・新規雇用者	60万円	25万円	20万円	15万円
	短時間労働者・再雇用者	48万円	20万円	16万円	12万円

※ 助成金の助成対象期間は、対象労働者ごとの起算日（1-4参照）から最初の1年が経過する日までを第1期、その後の1年を第2期、残りの1年を第3期とします。

なお、事業年毎の認定額は上記支給限度額と労働者毎の実績報告対象日数に応じて計算されますので、上記助成対象期毎の支給限度額がそのまま支払われるものではありません。

1-3-2 不支給期間

助成対象労働者を雇い入れてから本助成金に認定申請する日までの期間が2か月を超えている場合、原則として、雇入日から申請日の2か月前の日までの期間（不支給期間）分が申請限度額から日割りで減額されます。ただし、下記の場合には減額されません。

- ① 令和6年1月1日から令和6年6月20日までの間に雇い入れた労働者を令和6年度第1期申請受付期間内に申請した場合

※複数回申請対象事業所の場合は、令和6年4月1日から令和6年6月20日までの間。

- ② 令和6年6月21日から令和6年12月31日までに雇い入れた労働者を令和6年度第2期申請受付期間内に申請した場合

◆ 1-4 助成対象期間

1-4-1 助成対象期間（原則）

新規雇用者に係る助成対象期間は、雇入日を起算日として、起算日から3年間とします。

また、起算日から3年を経過する日が令和10年3月31日より後の場合は、令和10年3月31日までを助成対象期間とします。

ただし、再雇用者の場合は雇入日と起算日が異なる場合があります。

再雇用者の起算日についてはQ A 1 3 ページの2-1 8（助成対象労働者が再雇用者である場合の起算日）をご確認ください。

※ 雇入日について

雇入時から雇用保険被保険者としての資格取得義務がない労働者の場合は、本助成金においては、雇用保険資格取得義務が生じた日を指します。

1-4-2 助成対象期間（例外）

例外として助成対象期間が雇入日から3年間とならない場合があります。この場合の助成対象期間は、次の（1）又は（2）のとおりです。

（1） 助成対象期間中に助成対象労働者が離職した場合の助成対象期間

助成対象期間中に離職した助成対象労働者の助成対象期間は、起算日から離職日までとします。

（2） 新規雇用者の離職又は助成対象期間の終了により、超過再雇用者となった再雇用者の助成対象期間

新規雇用者の離職又は助成対象期間の終了により、離職した新規雇用者に対応する再雇用者が助成対象労働者に該当しないこととなる場合（超過再雇用者となる場合）当該再雇用者の助成対象期間は、停止します。

例）新規雇用者2人と再雇用者6人を雇い入れた後、新規雇用者1人が離職した場合、再雇用者は雇入日の早い順に4人が助成対象となります。残りの2人は超過再雇用者となり、助成対象期間は、停止します。

超過再雇用者の停止期間についてはQ A 1 5 ページの3-1（再雇用者の割合が雇入れ人数の8割を上回った場合の取扱い）をご確認ください。

◆ 1-5 注意事項

1-5-1 申請書類・資料の保管について

支給対象事業主には、3ページの1-2-1⑤に記載しているとおり、「労働者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類を適切に整備し、保管している」という要件があります。

また、支給要綱第31において、「支給対象事業主は、本助成金に関する書類を、会計帳簿とともに、第6に規定する助成対象期間の末日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管し、厚生労働大臣又は知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしなければならない。」と定められており、宮城県補助金等交付規則第20条では、「補助事業者等は、当該補助事業等に関する帳簿及び書類を備え付け、これを当該補助事業等の完了又は廃止した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。」と定められています。

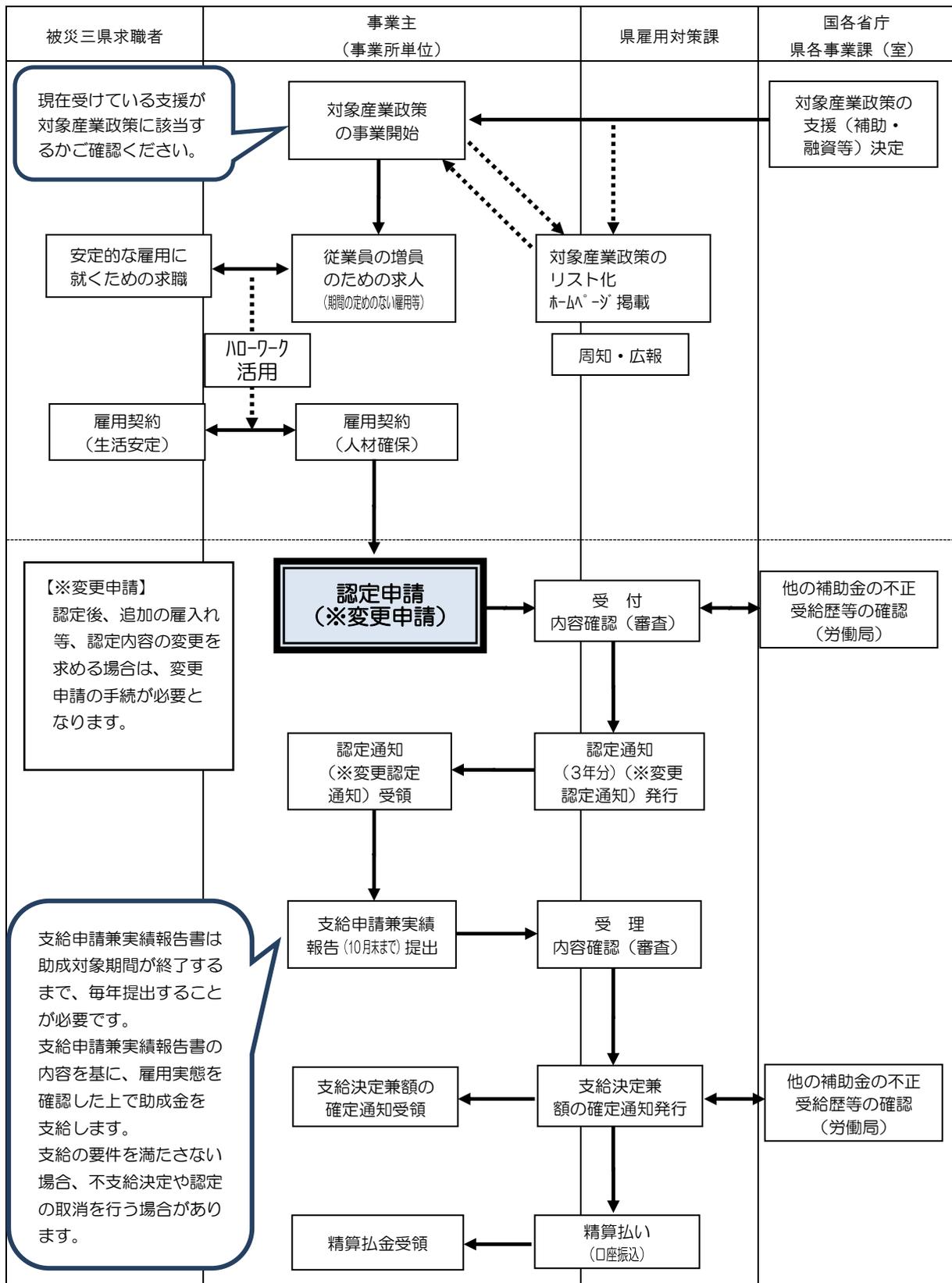
加えて、本助成金は、国の税金を原資として支給されていることから、会計検査院による検査の対象となるものであり、検査の方法によっては、支給対象事業主に資料等の提出を求める場合があります。

このため、本助成金を受給するために作成した申請書や実績報告書、雇用契約書、出勤簿、賃金台帳など全ての添付書類は、助成対象期間だけでなく、助成対象期間が終了した年度の翌年度から5年間は、廃棄せずに必ず保管してください。

1-5-2 提出書類チェックリストについて

- 本助成金においては、書類不備が原因となる審査の遅れを防ぐため、申請前に「提出書類チェックリスト」による確認をお願いしております。なお、必要に応じて提出書類チェックリストに掲載していない書類の提出をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。
- 不足書類やご提出いただいた書類に何らかの不備がある場合は、追加書類の提出をお願いする場合があります。審査を迅速に行うため、できり限り早期のご対応をお願いします。
- 申請書類の提出後、確認事項等がある場合はご連絡させていただきますので、必ず申請書類のコピーをとり、お手元に保管してください。

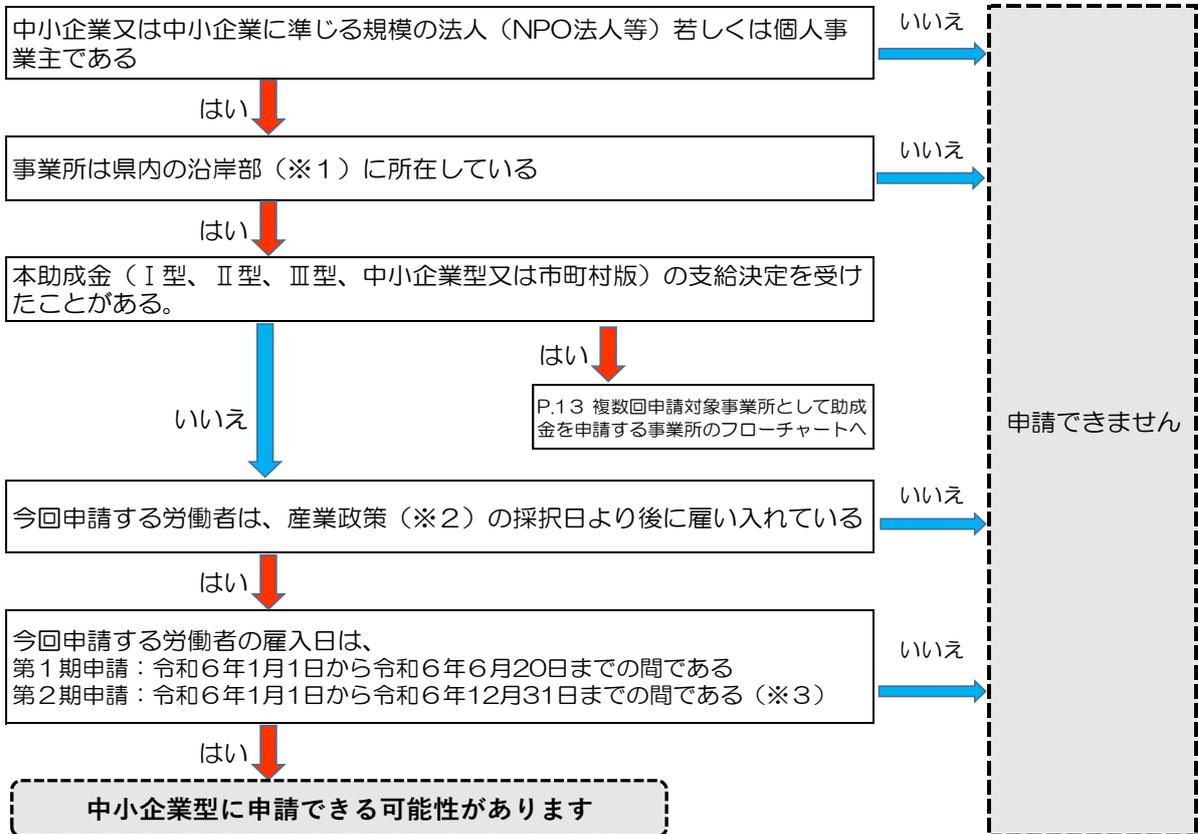
◆ 1-6 本助成金（中小企業型）事務手続の流れ



【初めて助成金を申請する事業所】
申請までのフローチャート①

ステップ1

支給対象事業主・助成対象事業所であるか、雇い入れた労働者が助成対象労働者であるかを確認してください。



ステップ2

ホームページに掲載している記入例を参考に、認定申請書類を作成・準備してください。

ステップ3

認定申請の前に、提出書類チェックリストを記入し、書類の不備がないか確認してください。

ステップ4

受付期間内に、認定申請書類を提出してください。

※1 次の15市町のことをいいます。

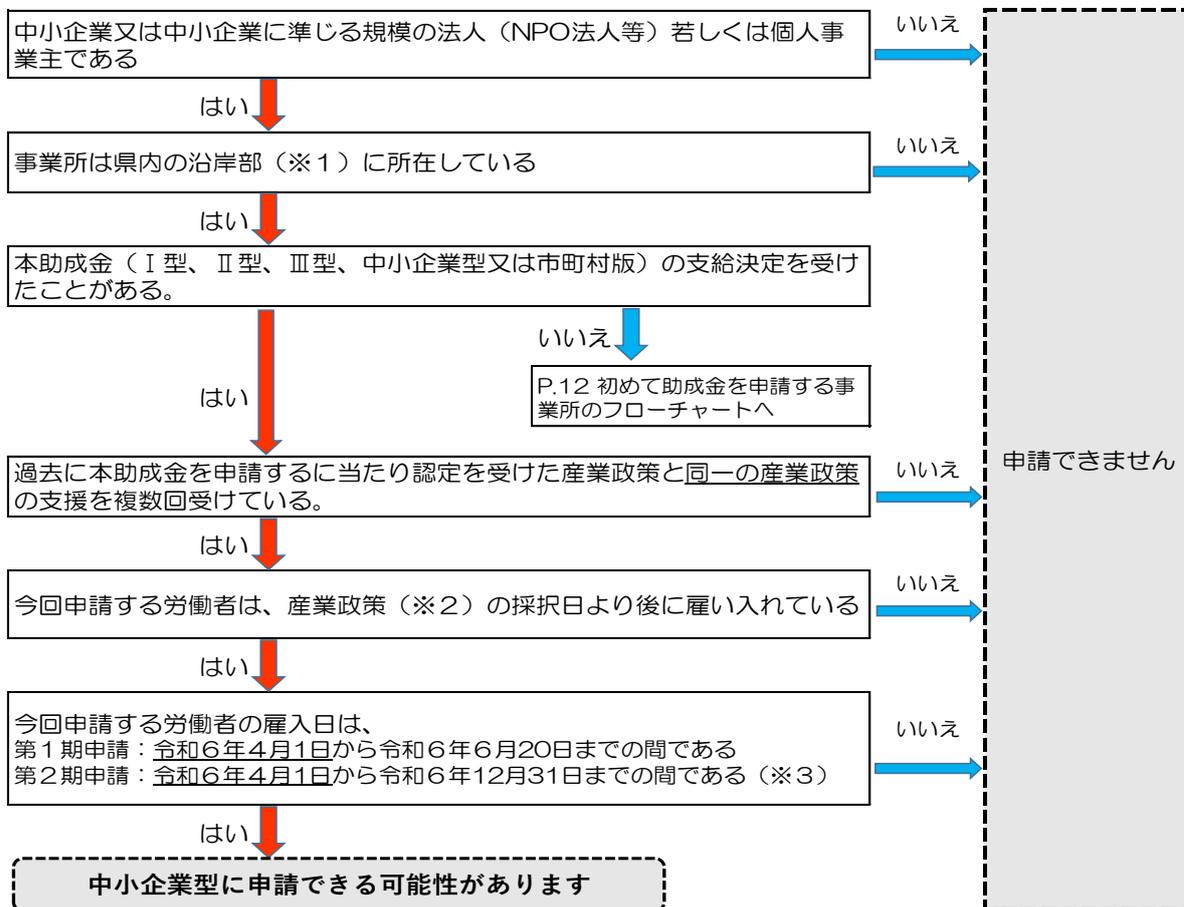
気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、
仙台市（宮城野区、若林区及び太白区）、名取市、岩沼市、亶理町及び山元町

※2 対象となる産業政策は、本助成金ホームページ掲載の「対象産業政策リスト【中小企業型】」をご確認ください。

※3 令和6年1月1日から令和6年6月20日までに雇い入れた労働者を、令和6年度第2期に申請した場合、原則として一部不支給の期間が生じます。

【複数回申請対象事業所として助成金を申請する事業所】
申請までのフローチャート②

ステップ1
支給対象事業主・助成対象事業所であるか、雇い入れた労働者が助成対象労働者であるかを確認してください。



※上記の他にも要件がございます。詳細については、本手引などで要件を満たしているかをご確認ください。

ステップ2
ホームページに掲載している記入例を参考に、認定申請書類を作成・準備してください。

ステップ3
認定申請の前に、提出書類チェックリストを記入し、書類の不備がないか確認してください。

ステップ4
受付期間内に、認定申請書類を提出してください。

- ※1 次の15市町のことをいいます。
気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市（宮城野区、若林区及び太白区）、名取市、岩沼市、亶理町及び山元町
- ※2 対象となる産業政策は、本助成金ホームページ掲載の「対象産業政策リスト【中小企業型】」をご確認ください。
- ※3 令和6年4月1日から令和6年6月20日までに雇い入れた労働者を、令和6年度第2期に申請した場合、原則として一部不支給の期間が生じます。

2 認定申請（新規申請）

◆ 2-1 認定申請（新規申請）の提出書類

2-1-1 提出書類について

本助成金（中小企業型）の認定申請（新規申請）を行う場合に提出いただく書類は、当課ホームページに掲載の「**提出書類説明資料**」でご確認ください。

2-1-2 提出書類チェックリストについて

- 書類不備が原因となる審査の遅れを防ぐため、申請前に「提出書類チェックリスト 1（新規申請＜中小企業型＞）」による確認をお願いいたします。
- 申請の際には、提出書類チェックリストも併せて提出してください。提出書類チェックリストは、ホームページに掲載しています。

◆ 2-2 令和6年度第1期の申請受付について

(1) 第1期申請受付期間

	申請受付期間
第1期	令和6年6月6日（木）～令和6年7月5日（金）
（第2期）	（令和6年12月6日（金）～令和7年1月16日（木））

(2) 第1期申請の対象

令和6年度第1期申請受付期間に申請ができるのは、複数回申請対象事業所を除いて、令和6年1月1日から令和6年6月20日までの間に雇い入れた労働者です。

※ 複数回申請対象事業所は、令和6年4月1日から令和6年6月20日までの間に雇い入れた労働者。

※ この期間に雇い入れた労働者を令和6年度第2期に申請した場合、不支給期間が発生し、助成額が原則として減額となります。（不支給期間については、本手引8ページ（1-3-2）をご覧ください。）

※ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに雇い入れた労働者については、次年度の受付期間に申請できません。この期間に雇い入れた新規雇用者・再雇用者については、必ず今年度の申請受付期間内に申請してください。

※ **再雇用者**は、支給要件を満たす新規雇用者がいて初めて申請が可能となります。そのため、再雇用者のみを雇い入れた場合には申請できません。必ず、新規雇用者と一緒に申請することになります。

※ 令和7年度以降の申請受付については現在未定です。決定次第お知らせします。

3 認定変更申請（労働者に関する申請）

◆ 3-1 認定変更申請について

3-1-1 対象

令和5年度以前に認定申請をし、認定・変更認定を受けた助成対象労働者全ての助成対象期間が未だ終了していない事業主の方が対象です。

認定変更申請を行うことができるのは、次の（1）又は、（2）に該当する場合です。

（1）認定変更申請（増額申請）

① 新たな助成対象労働者を雇い入れた場合

※最も雇入日の早い新規雇用者の雇入日から2年以内に限り。ただし、2年を超えて雇い入れた労働者は補充労働者（注7）として申請できる場合があります。

（注7） 補充労働者とは、

助成対象労働者が離職（事業主都合による解雇等を理由とした場合を除きます。）した場合に、残りの助成対象期間を引き継ぐ助成対象労働者のことをいいます。

補充労働者として申請できる労働者は、原則として離職した労働者の離職日の翌日以降に雇い入れた労働者です。また、原則として離職した助成対象労働者と同一の①雇用区分及び②雇用形態（①新規雇用者／再雇用者、②フルタイム労働者／短時間労働者）に該当する労働者が対象となります。

助成対象期間は、補充労働者の雇入日又は離職した対象労働者の離職日の翌日いずれか遅い日から離職した対象労働者の助成対象期間終了日までとなります。

※詳しくはQA11～12 ページ「2-14（補充労働者）」をご確認ください。

② 短時間の助成対象労働者が、契約変更によりフルタイム労働者になった等の理由により、本手引8ページの表に記載の助成対象労働者の区分が変更された場合

（2）認定変更申請（減額申請）

認定変更申請（増額申請）時に、次の①から⑤までのいずれかに該当する助成対象労働者がいる場合、併せてご申請ください。なお、減額のみ申請も可能です。

① 助成対象労働者が、労働者都合又は事業主都合により離職した場合

② フルタイムの助成対象労働者が、契約変更により短時間労働者になった等の理由により、本手引8ページの表に記載の助成対象労働者の区分が変更された場合

③ 助成対象労働者が、助成対象事業所以外の事業所に配置転換された場合

④ 助成対象労働者が、所定労働時間が減少した等の理由により、助成対象労働者に該当しないこととなった場合

⑤ その他の理由により、助成対象労働者に該当しないこととなった場合

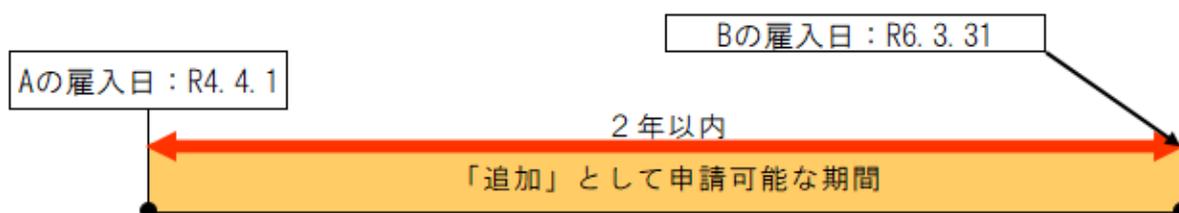
3-1-2 認定変更申請（増額申請）における助成対象労働者の追加要件 （令和6年度受付期間）

増額申請を行うためには、本手引5ページから7ページ（1-2-3）に記載している要件に加えて、次の追加要件を満たすことが必要です。

(1) 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに雇い入れた労働者（※）については、最も雇入日の早い新規雇用者の雇入日から2年以内に雇い入れていること。

※複数回申請対象事業所は令和6年4月1日から令和6年12月31日までに雇い入れた労働者

(例) 最も雇入日の早い新規雇用者Aの雇入日：R4.4.1
新たに雇い入れた労働者Bの雇入日：R6.3.31



Bは新規申請と同様に新たな雇入れ（追加）として申請することができます。

※ 再雇用者を申請する際には、新規雇用者が助成対象事業所に所属していることが必要です。

令和6年度第1期申請受付期間に認定変更申請ができるのは、複数回申請対象事業所を除いて、令和6年1月1日から令和6年6月20日までに雇い入れた労働者です。

※ この期間に雇い入れた労働者（複数回申請対象事業所の場合は、令和6年4月1日から令和6年6月20日までに雇い入れた労働者）を令和6年度第2期に申請した場合、不支給期間が発生し、助成額が原則として減額となります。（不支給期間については、本手引8ページ（1-3-2）をご覧ください。）

※ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに雇い入れた労働者については、次年度の受付期間に申請できません。この期間に雇い入れた労働者については、必ず今年度の受付期間内に申請してください。

(2) 区分変更該当労働者については、最も雇入日の早い新規雇用者の雇入れから2年以内かつ令和6年1月1日以降にその区分変更があった労働者であること

◆ 3-2 認定変更申請の提出書類

3-2-1 提出書類について

本助成金（中小企業型）の認定変更申請を行う場合に提出いただく書類は、当課ホームページに掲載の「**提出書類説明資料**」でご確認ください。

3-2-2 提出書類チェックリストについて

- 書類不備が原因となる審査の遅れを防ぐため、申請前に「提出書類チェックリスト 2（認定変更申請＜中小企業型＞）」による確認をお願いいたします。
- 申請の際には、提出書類チェックリストも併せて提出してください。提出書類チェックリストは、ホームページに掲載しています。

◆ 3-3 認定変更申請に係る注意事項

3-3-1 申請の受付について

- 令和6年度第1期の申請受付期間については認定申請（新規申請）と同様です。
- 既に認定申請（認定変更申請含む。）を行っている場合は、その申請について認定（又は変更認定）がなされるまで、次の認定変更申請を行うことができません。
- 申請中であるために、受付期間内に認定（変更）申請を行うことができなかった事業主の方に対しては、申請できる労働者とその申請期間について、個別にご案内します。

3-3-2 助成金への反映について

- 認定変更申請により申請された内容は、変更認定通知書をもって承認されます。支給申請に程近い時期に認定変更申請を提出された場合など、支給申請までに変更認定がなされず、認定変更申請の内容が助成金のお支払いに反映されないことがありますので、ご了承ください。
- この場合でも、後日に変更認定がなされれば、次回の支給申請時の助成金のお支払いに反映されます。

4 認定変更申請（事業主・事業所等に関する申請）・異動事項等届出

◆ 4-1 概要

本助成金（中小企業型）の事業計画の（変更）認定を受けた内容について、変更が生じた場合は、その内容により知事への認定変更申請又は異動事項等届出が必要です。

◆ 4-2 認定変更申請

ここで説明する認定変更申請とは、本助成金（中小企業型）の支給要件に影響がある変更があった場合で、知事の認定を受けるための手続きのことをいいます。

（1）申請が必要となる場合

- 例）・助成対象事業所を移転した場合
- ・産業政策の支援場所を変更した場合
 - ・雇用保険適用事業所番号が変わった場合
 - ・法人が合併又は分割した場合
 - ・個人事業主が法人化した場合（法人成り）
 - ・個人事業主が事業の継承を行った場合

（2）提出書類

認定変更申請を行う場合は、認定変更申請書（別記様式第4号）を提出してください。その他申請に必要な書類は、当課ホームページに掲載している「提出書類説明資料」でご確認ください。

書類不備が原因となる審査の遅れを防ぐため、申請前に「提出書類チェックリスト3（認定変更申請＜中小企業型＞）」による確認をお願いいたします。また、申請書をご提出いただく際に、提出書類チェックリストを申請書と併せて提出してください。

◆ 4-3 異動事項等届出

異動事項等届出とは、本助成金（中小企業型）の支給要件に影響のない軽微な変更があった場合に行う手続きをいいます。

（1）届出が必要となる場合

- 例）・事業主の代表者、住所、電話番号等が変わった場合
- ・事業所の責任者、電話番号等が変わった場合
 - ・助成金振込先の金融機関・口座を変更した場合

(2) 提出書類

「異動事項等届出書」を提出してください。その他届出に必要となる書類は、当課ホームページに掲載している「提出書類説明資料」でご確認いただけます。

書類不備が原因となる審査の遅れを防ぐため、届出前に届出書裏面の「提出書類チェックリスト（異動事項等届出）」による確認をお願いいたします。

◆ 4-4 注意事項

認定変更申請及び異動事項等届出は、随時受付しています。認定内容に変更が生じた場合は、変更が生じた日が属する事業年の末日又は令和10年3月31日のいずれか早い日までに申請・届出されますようお願いいたします。

既に認定変更申請を行っている場合は、その申請について認定がなされるまで、次の申請を行うことができません。申請中であるために、受付期間内に認定変更申請を行うことができなかった事業主の方に対しては、申請できる労働者とその申請期間について、個別にご案内します。

提出いただいた書類に何らかの不備がある場合や確認が必要な事項がある場合、追加書類の提出等をお願いすることがあります。迅速に認定を行うため、できる限り早期の対応をお願いします。

認定変更申請により申請された内容は、変更認定通知書の日付に、初めて有効になります。支給申請に程近い時期に認定変更申請を提出された場合など、支給申請までに変更認定されないことがありますので、ご了承ください。

5 支給申請兼実績報告

◆5-1 支給申請兼実績報告の概要

本助成金（中小企業型）では、認定後に事業年の末日（各年の9月30日）を迎えた場合、10月31日（県の休日に当たるときは、その翌日）までに必要な書類を添付した上で、支給申請し、助成対象労働者の就労実績等を報告する必要があります。また、初回の支給申請以降も、事業年の末日を迎える度に支給申請を行う必要があります。（全ての助成対象労働者の助成対象期間が終了した場合を除く。）

例1）令和6年9月1日に認定を受けた場合、令和6年10月1日から10月31日までの間に支給申請を行う必要があります。

例2）令和7年3月1日に認定を受けた場合、令和7年10月1日から10月31日までの間に支給申請を行う必要があります。

全ての助成対象労働者の助成対象期間が終了した場合、終了後1ヶ月以内に、最後の事業年（助成対象期間の末日まで）について支給申請を行っていただきます。

例3）助成対象期間が令和6年10月31日までの場合、令和6年11月1日から令和6年11月30日までの間に、最後の事業年について支給申請を行う必要があります。

◆5-2 支給申請兼実績報告の提出書類

本助成金（中小企業型）の支給申請を行う場合に提出いただく書類は、支給要綱第14第2項で確認できます。

また、支給申請を行う必要がある事業所については、注意事項や必要書類の記入例等をまとめた冊子を支給申請時期までに個別に送付します。内容をご確認の上、期限までにご提出ください。

◆5-3 支給申請兼実績報告に係る注意事項

認定通知書及び変更認定通知書に記載される申請限度額は、支給申請することができる上限額であり、認定した助成対象労働者が認定された雇用形態のとおり3年間就労を継続した場合に支払う金額を記載したものです。

支給申請において助成対象労働者の離職が確認された場合や、認定された雇用形態と就労実態が異なると確認できた場合等は、申請限度額よりも減額して助成金が支払われることがあります。

例1）フルタイム労働者として申請があったが、出勤簿等から確認できた労働時間は本助成金でいう「短時間労働者」に該当する場合。

例2）病気等により30日以上欠勤があった場合。

また、労働者に支払うべき賃金を支払っていない場合や県税に未納がある場合等不支給要件に該当するときは、助成金をお支払いすることができませんので、ご注意ください。

例3）出勤簿・賃金台帳により雇用契約書又は労働条件通知書等の内容に沿った賃金の支払いが確認できない場合（特に休日労働・週40時間を超える時間外労働への割増賃金の支払い）。

6 廃止申請

◆ 6-1 廃止申請の概要

本助成金（中小企業型）の認定を受けた事業所が、何らかの事情で事業を継続できなくなった場合、廃止申請を行う必要があります。

例) ・ 助成対象労働者全員が離職し、今後本助成金（中小企業型）に認定変更申請を行う見込みがない

- ・ 支給要綱に定める各種支給要件を満たさなくなった
- ・ 事業所を廃止（県外への移転を含む）することになった
- ・ 会社が破産手続を開始することになり、助成対象労働者を全て解雇することになった
- ・ 認定は受けたが、本助成金の受給を辞退したい

※ 認定申請中で、認定を受ける前の事業所の場合は、不認定又は申請取下げとして取り扱いますので、廃止申請の提出は必要ありません。

◆ 6-2 廃止申請の提出書類

廃止申請を行う場合は、認定変更申請書を提出してください。また、廃止の理由によっては、事業を廃止したことを確認できる書類が必要となる場合があります。（認定変更申請書の様式は、本助成金（中小企業型）ホームページに掲載しています。）

例) 破産手続を開始したことによる廃止申請の場合は、裁判所が発出する破産手続開始の決定文の写し

◆ 6-3 廃止申請に係る注意事項

廃止申請を行うと、県において申請内容を確認した後、廃止の変更認定通知を事業主の方に送付します。廃止の変更認定通知が事業主の方に到達した後の手続として、廃止日までを対象期間とした支給申請書を提出することが必要となります。（支給申請については、20ページをご覧ください。）

この支給申請が完了したことをもって、本助成金（中小企業型）に係る全ての手続が終了します。原則として、その後の手続は必要ありません。

また、事業を廃止したにも関わらず、廃止申請の手続を行わない場合、本助成金（中小企業型）に係る県からの通知等が、認定されている事業主の方（又は事業所）の住所に送付されることとなります。個人情報保護等の観点からも、事業を廃止する場合は、必ず廃止申請を行っていただくようお願いいたします。